

保護者各位 (2号・3号認定)

松前町長 岡本 靖



令和4年度施設型給付費の相当額 について (お知らせ)

保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本園の活動に格別のご協力をいただきお礼申し上げます。
さて、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、本園に入園する際に、お住まいの自治体から施設型給付費の支給認定を受けることになりました。この施設型給付費は、保育を受けるために要する費用を自治体が保護者の皆様へ支給し※1、保育料と合わせて施設にお支払いいただくものですが、本町の町立保育所の利用につきましては、保護者負担の保育料のみお支払いいただくことになっておりますので、施設型給付費の支給はありません。ただし、新制度の趣旨に則り、施設型給付費に相当する額を保護者様にお知らせします。

※1 私立施設を利用する場合の施設型給付費は、保護者の皆様に代わって施設が代理受領しています。

【施設型給付費 (相当額) の算定方法】

- ① 令和4年度の入園期間を確認します。
② 入園期間の「1人当たりの保育に要する費用の額」の区分に記載されている額を合計します。【A】
(月途中入退園の場合、該当月の額を25日で除して入園日数(25日以上の場合は25日)を乗じて10円未満切り捨て。)
③ 令和4年度中に納めた保育料を合計します。【B】
④ Aの額からBの額を控除した額が令和4年度の施設型給付費(相当額)です。【C】

(1人当たりの保育に要する費用の額)

単位:円

Table with 13 columns (区分, 4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月, 1月, 2月, 3月) and 13 rows of fee data.

※年度の初日の前日における満年齢で区分しています。

※副食費が免除されている場合は免除額を含んだ額が1人当たりの保育に要する費用の額になります。

(算定式)

「1人当たりの保育に要する費用の額」の合計【A】 - 保育料【B】 = 施設型給付費(相当額)【C】

(備考)

お問い合わせ先

松前町 保健福祉部
子育て・健康課 保育幼稚園係
TEL: (089) 985-4116